

日行連発第1142号
令和元年12月18日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布について（周知）

平成30年4月25日に「古物営業法の一部を改正する法律」（平成30年法律第21号）が公布されましたが、本改正のうち、「許可単位の見直し」については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において施行されることとされておりました。この度、「古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（政令第165号）が11月22日に公布され、令和2年4月1日から全面施行されることとなりましたので、お知らせいたします。

本改正により、既に許可を受けている古物商又は市場主は、施行日までに主たる営業所等の届出が必要（営業所が一つであっても届出が必要）となり、届出をせずに施行日後に古物営業を行った場合は「無許可営業」となるので、新たに許可申請が必要となります。

また、改正法の施行前に主たる営業所等の届出を行った後に、営業所の所在地等の届出内容に変更があった場合には、再度、主たる営業所等の届出を行うとともに、古物営業法第7条の規定に基づく変更の届出を行う必要があります。

更に、2県以上から許可証の交付を受けている古物商又は古物市場主については、全面施行日から1年を経過する日までに新許可証の交付申請が必要とされています。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知等にご協力くださるようお願いいたします。

【別添】

- ・主たる営業所等の届出について（警察庁提供資料）

以上

主たる営業所等の届出について

1 概要

改正法の施行前に、主たる営業所等を公安委員会に届け出た古物商等で、改正法の施行の際に許可を受けている古物商等は、改正法の施行後も改正後の許可を受けているものとみなされる(改正法附則第2条第1項及び第3項(別紙1参照))。



・ 改正法の施行後も引き続き古物営業を続ける予定の古物商及び古物市場主はこの届出を行う必要がある。(届出を行わない場合は改正後に改めて許可を申請・取得する必要がある。)

※ 個人事業主で、自宅で営業している
営業所・古物市場が1つしかない
1つの県内にしか営業所・古物市場がない

このような場合も届出が必要

・ この届出を行った後で、その届出内容に変更があった場合は、従来の変更届出を行うとともに再度、この届出を行う必要がある。

2 届出の提出時期

届出は、改正法の全面施行日の前日(令和2年3月31日)までに行う必要がある。

改正法公布
(2018年4月25日)

改正法一部施行
(2018年10月24日)

改正法全面施行日の前日
(2020年3月31日)



3 届出内容及び届出先

○ 届出内容:主たる営業所又は古物市場の名称及び所在地 + その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地(全ての営業所又は古物市場)

※実際の届出様式は別紙2参照

○ 提出先:主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長

※イメージは別紙3参照

新許可証の交付申請について

(全面施行後。2県以上から許可証の交付を受けている者のみ対象。)

施行後も許可を受けているとみなされた者(上記の主たる営業所等の届出を行った者)であって、複数の公安委員会から許可を受けていたものは、全面施行日から1年を経過する日までの間(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間)に、国家公安委員会規則(改正予定)で定める書類及びその者の有する全ての旧許可証を添付して、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。(改正法附則第3条第2項(別紙1参照))

古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)

附 則(抄)

(旧法許可に関する経過措置)

第二条 古物商又は古物市場主は、この法律の施行前においても、国家公安委員会規則で定めるところにより、その主たる営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)又は古物市場の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を届け出ることができる。

2 (略)

3 この法律の施行前に第一項の規定による届出をした古物商又は古物市場主であつて、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の古物営業法(中略)第三条の規定による許可(次条において「旧法許可」という。)を受けているもの(当該届出をした日からこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)の前日までの間に当該届出の内容の全部又は一部について変更があつた者を除く。)は、それぞれ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会によるこの法律による改正後の古物営業法(中略)第三条の規定による許可(次条において「新法許可」という。)を受けているものとみなす。

(旧許可証に関する経過措置)

第三条 前条第三項の規定により新法許可を受けているものとみなされる者(次項において「みなし新法許可者」という。)であつて、一の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場についてのみ旧法許可を受けていたものについては、当該旧法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証(以下この条において「旧許可証」という。)は、新法許可に係る同項の許可証とみなす。

2 みなし新法許可者であつて、二以上の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場について旧法許可を受けていたものは、施行日から一年を経過する日までの間に、国家公安委員会規則で定める書類及びその者の有する旧法許可に係る全ての旧許可証を添付して、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に新法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証の交付の申請をしなければならない。

3 (略)

4 第二項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間(施行日から一年を経過する日までの間に限る。)は、同項に規定する旧許可証は、新法許可に係る古物営業法第五条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

別記様式(記載例)

別記様式(附則第2項関係)

その1

主たる営業所等届出書

古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)附則第2条第1項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします

年 月 日

公安委員会 様

届出者の氏名又は名称及び住所

(記載例) ㊟

許可の種類	1.古物商 2.古物市場主
許可証番号	12345678912
許可年月日	平成● 年 ●月 ●日
氏名 又は名称	けいさつ たろう 警察 太郎

主たる営業所又は古物市場

形態	1.営業所あり 2.営業所なし 3.古物市場
名称	かすみがせきてん 霞が関店
所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない) 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話 (03) 3581-0141 番

別記様式(記載例)

その2
その他の営業所又は古物市場

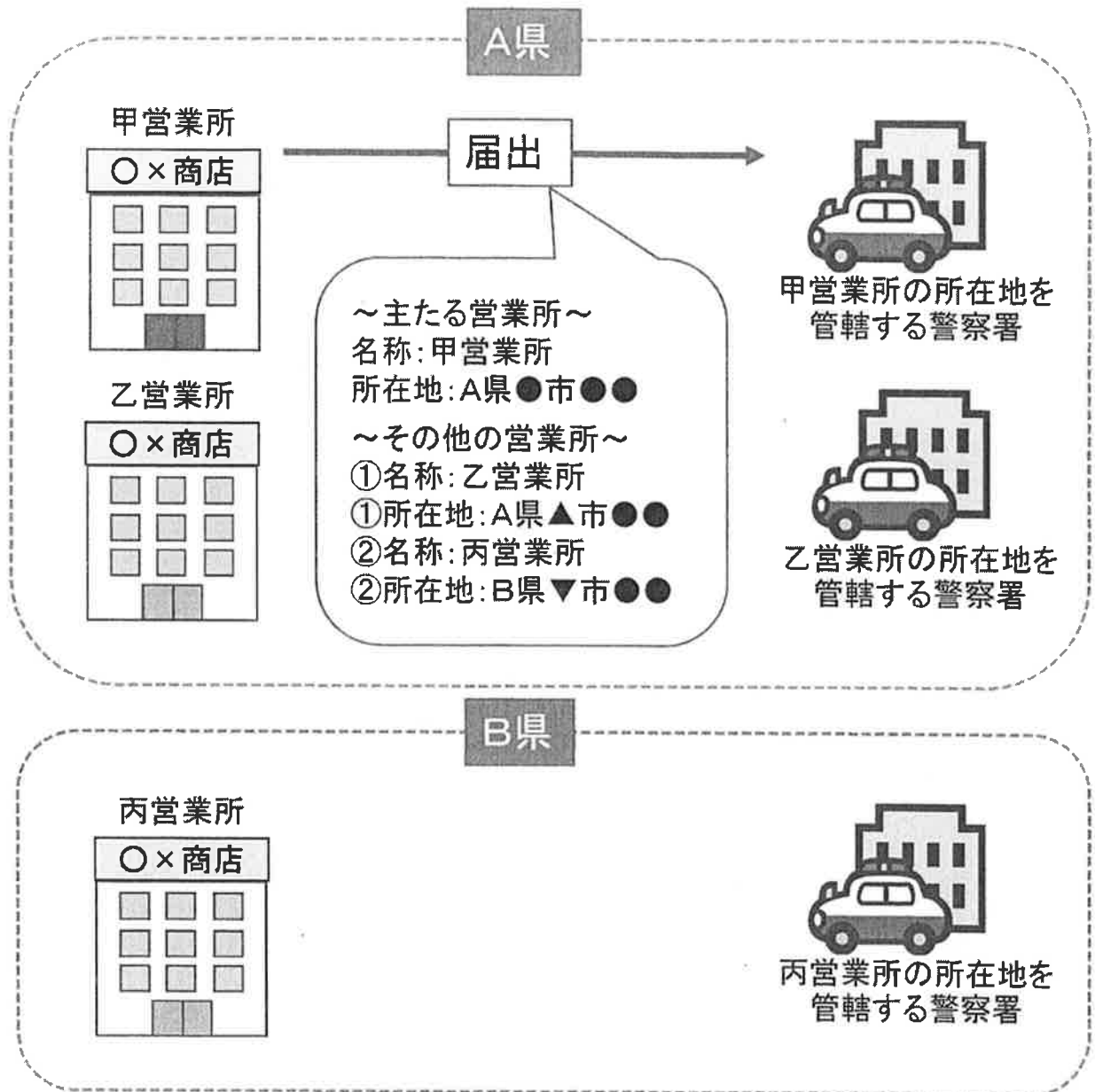
営業所等を有する都道府県名	埼玉県
経山警察署名	●●警察署
許可証番号	23456789012
営業所・古物市場 名称	さいたまてん さいたま店
営業所・古物市場 所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 電話(●●●)●●●-●●●●番
営業所・古物市場 名称	
営業所・古物市場 所在地	電話() - 番
営業所・古物市場 名称	
営業所・古物市場 所在地	電話() - 番

記載要領

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること
- 4 複数の都道府県に営業所等を有する場合は、その2を都道府県ごとに作成すること

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

～主たる営業所等の届出のイメージ～



うちの店はA県に2店舗、
B県に1店舗あるな。
主たる営業所は甲営業所
にして届出しよう。